社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と
一般社団法人鈴鹿青年会議所との
災害発生時における相互協力に関する協定書

平成２６年１２月２２日

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会

一般社団法人鈴鹿青年会議所

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会と
一般社団法人鈴鹿青年会議所との
災害発生時における相互協力に関する協定書

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と一般社団法人鈴鹿青年会議所（以下「乙」という。）は、鈴鹿市内において地震、風水害等における大規模な災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）における相互協力に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、鈴鹿市内において災害発生時に、迅速かつ効率的に被災者に対する支援活動を行うことができるよう、甲と乙が相互に連携、協力することで被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。

（協力要請）
第２条　この協定に定める災害発生時の協力要請は原則として、甲が鈴鹿市災害ボランティアセンターを設置し、乙に要請を行ったときをもって発動する。

（協力内容）
第３条　甲は乙と協議し、双方の組織と機能、専門的技能を最大限に活用し、次に掲げる事項について相互に連携し、協力するものとする。
（１）被災住民のボランティアニーズの収集、集約
（２）資機材、救援物資等の調達および仕分け輸送
（３）必要に応じた人的支援
（４）前各号に掲げるものの他、甲乙が協議し定める活動
２　前各号に掲げる業務の細目に関し、甲乙協議を行う。

（費用負担）
第４条　第３条各号に規定する業務に関し、必要な費用負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（負傷および事故の補償）
第５条　支援活動に参加したボランティアの負傷またはボランティアによる事故については、ボランティア自身が加入するボランティア活動保険の補償によるものとする。

（平常時における体制整備）

第６条　甲および乙は、平常時から、第３条各号に規定する業務について備えるとともに、関係機関および関係団体との間にネットワークを整備しておくものとする。

２　平常時には年１回以上の相互情報交換会議を実施する。

３　平常時には年１回以上の相互訓練を実施する。

（個人情報の取扱い）

第７条　甲および乙は、本協定の遂行に発生する個人情報の取扱いについては、甲および乙の個人情報保護規程に基づき適切に管理するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から、２０１６年１２月３１日までとし、以降５年ごとに協定内容を見直すものとする。ただし甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項および協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成 26 年 12 月 22 日

甲　住　所　鈴鹿市神戸地子町３８３－１
　　名　称　社会福祉法人　鈴鹿市社会福祉協議会
　　代表者　会　長　南条和治

乙　住　所　鈴鹿市末広東６－２６
　　名　称　一般社団法人　鈴鹿青年会議所
　　代表者　理事長　山川武志